平成２４年（フ）第１７４号
茨城県取手市桜が丘１丁目17―３　グループホームたんぽぽ内、住民票上の住所茨城県取手市桜が丘３丁目15番11号
債務者　内山　俊子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１６５号
大阪市平野区瓜破４丁目１番３―402号
債務者　坂ノ上　雄
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１６６号
大阪市平野区瓜破４丁目１番３―402号
債務者　坂ノ上美津穂（旧姓古谷野）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０８５号
大阪府高槻市氷室町１丁目５番５号
債務者　津田　進作
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６４２号
大阪府四條畷市蔀屋新町６番45号
債務者　金原幸恵こと　金　　幸恵
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０５２号
大阪市生野区巽北３丁目５番５号
債務者　宮本黎香こと　高　　黎香
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１３７号
大阪府豊中市中桜塚５丁目17番22―504号
債務者　髙山　　規
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３０４号
大阪府守口市寺方本通３丁目３番１号
債務者　槙　　友一
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３２０号
大阪府守口市南寺方南通２丁目10番13号
債務者　渡辺　　勇
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３２６号
大阪市生野区勝山北１丁目11番47号　プレステージュ勝山506号
債務者　松山順子こと　金　　順子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４７５号
大阪市城東区新喜多東１丁目８番40―315号
債務者　吉岡　政美
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５１８号
大阪府豊中市柴原町２丁目８番９―301号
債務者　石崖　達久
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５３３号
大阪府東大阪市中新開２丁目２番１号　ロイヤルハイツ山本501号、前住所福岡県飯塚市相田1603番地
債務者　上野さおり
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５９１号
大阪府八尾市刑部１丁目45番地
債務者　滝川　仁美
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６００号
大阪府守口市南寺方東通２丁目11番９―903号
債務者　沼田　　実
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６０５号
大阪市大正区鶴町４丁目11番２―602号
債務者　西恵こと　金　　敬子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６４３号
大阪府寝屋川市池田１丁目29番３号、前住所大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目２番32号
債務者　今井　満広
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６４５号
大阪市鶴見区浜３丁目10番25号　サニーハイツ101号
債務者　永義　美記（旧姓古池）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部